都市計画小杉町1・2丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称	□ 広地区計画を次のように次足する。 │ 小杉町1・2丁目地区地区計画	
位置	川崎市中原区小杉町1丁目及び小杉町2丁目地内	
·		
地区計画の目標	約 5.8 ha  小杉駅周辺地区は、本市の広域拠点に位置づけられており、商業・業務・研究開発・文化交流・医療・文教・都市型住宅等の機能の集積と等々力緑地や多摩川などの自然的文化資源と連携した交流拠点の形成をめざしている。また、「小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」の将来都市整備方針において、本地区はまちの骨格の一つである「医療と文教の核」に位置し、大学病院を中心に医療、教育、都市型居住、商業が複合した高度医療福祉拠点を形成するとしている。本地区は、超高齢化社会の進展を見据え、医療機能の高度化とともに、教育機能の強化、高齢者福祉機能の新たな展開や、より豊かな地域環境の形成等、様々な役割が求められている。このため、再開発による施設更新に併せて、更なる医療機能の充実とともに、新たな高齢者福祉機能や交流機能など、より地域に根ざした機能を導入し、「医療と文教の核」にふさわしい土地利用を推進する。併せて市街地環境の向上に資する都市基盤施設の整備を行い、地球環境にも配慮し、医療と福祉を中心とした誰もが利用しやすく多様な世代が交流できるまちづくりをめざす。以上より、以下の7点を目標に地区計画を定める。 ①「医療と文教の核」を担う医療機能、教育機能の拡充・強化を図る。②医療機能と併せて本市がめざす地域包括ケアシステムにおける一つの推進モデルを実現するとともに、様々な機能の導入により豊かな地域環境を形成する。 ③安全で快適な歩行空間の整備とともに、広域拠点にふさわしい道路基盤施設等を充実させ、交通利便性の強化を図る。 ④災害拠点病院として広域の防災機能の強化を図るとともに、地域の防災広場を整備するなど防災機能の強化を図るとともに、地域の防災広場を整備するなど防災機能の強化を図るとともに、地域の防災広場を整備するなど防災機能の強化を図る。	
土地利用に関する 基本方針	広域拠点として、医療機能、高齢者福祉機能、子育て支援機能、健康増進機能、生活利便機能、防災安全機能、交流促進機能、優良な都市型住宅機能等の多様な機能が集積する複合市街地の形成を図るために、諸機能等を適切に配置し、土地の一体的かつ計画的な高度利用を推進するとともに、緑豊かな都市空間の実現と環境負荷の軽減に配慮したまちづくりを進めるため、土地利用に関する方針を次のように定める。  ① A地区は、周辺土地利用と連携できる機能を配置するとともに、教育機能などの他、周辺の住宅市街地の環境に配慮した土地利用とする。 ② B地区は、「医療と文教の核」にふさわしい質の高い医療と教育の実現に向け、高度化した医療機能及びそれと関連する教育機能等を配置するとともに、地域向けの講座などによる地域医療への貢献を図る。 ③ C地区は、地域医療機能、高齢者福祉機能、子育て支援機能、健康増進機能、生活利便機能、防災安全機能、交流促進機能、多世代向けの優良な都市型住宅機能等、多世代に向けた諸機能を配置する。 ④地域包括ケアシステムにおける一つの推進モデルを実現するために、B・C地区が一体となった複合的な土地利用を実現する。 ⑤歩行者の利便性を高める安全で快適な歩行者空間の形成や緑豊かな広場やオープンスペースを確保し、潤いとにぎわいのある都市空間を創出する。	

		広域拠点の一翼を担う地区として、交通環境の向上を図るとともに、防災性の向
		上、にぎわいの創出、緑・歩行者ネットワークの形成、回遊性の向上に貢献するた
		かに、都市基盤施設の整備の方針を次のように定める。
		①武蔵小杉駅北側周辺の円滑な交通処理を図るため、補助幹線道路を整備するとと
		もに、地区周辺の道路ネットワークを構成する区画道路を整備する。
		②安全で快適な歩行者ネットワーク形成を図るため、周辺地区の既存の歩道や新た
		に整備される歩行空間との整合をとり、ユニバーサルデザインを取り入れた歩道
	都市基盤施設の整備 の方針	状空地、歩行者通路を整備する。
		③快適な歩行空間及び緑豊かな景観を創出するとともに、武蔵小杉駅から等々力緑
		地につながる緑のネットワークの強化を図るため、既成市街地に接するB地区の
		北側及び東側外周道路沿い、C地区の東側外周道路沿いに緑道を整備する。
		④周辺を含めた地区の住環境及び防災性を向上させるため、A地区の北側に公園を
区		整備する。
域の		⑤良好な居住環境を確保し、潤いのある都市生活と市民交流を実現する場を創出す
整備、開発及		るとともに、一時避難スペースとして周辺地域の防災機能の向上等に寄与する広
		場をC地区に整備する。
		周辺環境に配慮した市街地整備と広域拠点にふさわしい都市空間の実現をめざす
	建築物等の整備	ため、建築物等の整備の方針を次のように定める。
び		①建築物の整備にあたっては、建物の配置や形態、色彩の工夫等により、日照、風
保全に		環境、景観等、周辺市街地の環境に配慮し、調和のとれたものとする。 ②地上部の広場や屋上の緑化等により、多層化した緑の空間を形成し、潤いやゆと
に見		り、広がりを感じることのできる空間づくりを図る。
関する方		③環境配慮・低炭素型の建築物の整備、敷地内の多様な緑の整備等により、地域環
る		境の向上や地球環境への貢献を図る。B地区及びC地区の建築物については、
針		CASBEE 川崎のAランク相当以上の環境配慮とともに、エネルギー消費量削減に努
		め、都市の低炭素化に資する取組みを行う。
		④建物の外観については、暖かみを感じさせるデザインとするとともに、緑豊かな
	の方針	都市空間と調和した修景に配慮することにより、良好な街並み景観を形成する。
		B地区の低層部に地域開放を想定するホール、C地区の低層部に商業施設や交流
		施設を配置し、公共空間と一体化したパブリックスペースを創出し、にぎわいの
		ある街並みを形成する。
		⑤非常用自家発電装置、防災対策用備蓄倉庫の設置等を行い、防災性の高い建築物
		を整備する。C地区については、低層部に周辺住民も利用できる備蓄倉庫を整備
		する。
		⑥良好な居住性と高度な防災性を兼ね備えた都市型住宅の供給を行うとともに、医
		療と福祉を核として多様な世代が交流できるまちづくりの一環として、建築物等
	 再開発等促進区	のユニバーサルデザイン化を図る。 約 5.8 ha
	主要な公共施設の	
	工芸な五六旭散り 配置及び規模	公園 面積 約3,110 m²
	10 E-20 7901X	

	地区施設の配置 及び規模			補助幹線道路 区画道路 2 号 広場 1 広場 2 緑道 1 緑道 2 歩道状空地 1 歩道状空地 2 歩道状空地 4 歩行者通路	幅幅面面幅幅幅   1	2 m 1, 2 ( 2 0 0 0 m 0 m m 5 m n	14.5m 延長約430m 延長約100m 00㎡ ㎡ 延長約215m 延長約190m 延長約205m
	建築物等に関する事項	地区の	地区の 名称	B地区			C地区
			地区の 面積	約1.91	ıa		約2.5ha
地区整備計画		区分 地区の 面積 建築物等の 用途の制限		次に掲げる建築物は建築物はは、 ①住宅 ②共信性 飲までは、 ②共信 では、 ②共信 では、 一人では、 一、 一、 一、 一、 一、 「 一、 一、 一、 「 一、 」 「 一、 」 「 」 「 」 「 」 」 「 」 」 「 」 」 「 」 」 「 」 」 「 」 」	れらにde の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	るるえ 美米す 場そ す に 他用部る 食よる 、の る 類 こ	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ①住宅(共同住宅を除く。) ②神社、寺院、教会その他これらに類するもの。 ③店舗、飲食店その他これらに類するもの。 ③店舗、飲食店その他これらに類するるもの。 ④工場である。)を営むパンを選びませる。)を関いている。) ⑤の車数習所。 ⑥マースを営む、場外車券売場その他これに類するもの。 の力ものというなどである。 ののである。 ののである。) ⑥のである。) ⑥のである。   ⑥のである。  ⑥のである。  ⑥のである。  ⑥のである。  ⑥のである。  ⑥のである。   ⑥のである。  ⑥のである。  ⑥のである。   ⑥のである。   ⑥のである。   ⑥のである。   ⑥のである。   ⑥のである。   ⑥のである。   ⑥のである。   ⑥のである。   ⑥のである。

注: B地区及びC地区における⑨の記載については、既に公布され、平成28年6月23日から施行される建築基準法の別表第2に即した記載としています。

			10分の40	10分の60		
		建築物の容積率の最高限度	ただし、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は算入しない。 ①建築基準法第52条第14項第1号の規定に基づく本市許可基準に適合する建築物の部分の床面積 ②当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和)の5分の1を限度として自動車車庫その他専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分の床面積			
		建築物の	10分の6			
		建ペい率の 最高限度	ただし、建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては、10分の 1を加えた数値とする。			
		建築物の 敷地面積の 最低限度	1, 0	0 0 m²		
地 区 整	建築物等		ただし、公衆便所、巡査派出所その他こ あっては適用しない。	れらに類する公益上必要な建築物の敷地に		
		壁面の位置 の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 ①地盤面下に設けられる建築物又は建築物の部分 ②道路上空に設けられる横断歩道橋又は渡り廊下と一体となる歩廊又は渡り廊下の用に供する建築物の部分 ③巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分			
備	に関す		4 5 m	1 8 0 m		
計	する事項	建築物等の高さの最高限度		見塔、屋窓その他これらに類する建築物の と物の建築面積の8分の1以内の場合にお として算入しない。		
画		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物等の外観に使用する色彩は、マ表示方法)で次の各号のいずれかに該当の各面の面積のうち5分の1未満の面新い自然石、木材、土壁、ガラス等の素材ない。 (1) 建築物等の高さ(地盤面からの高さにア色相0Rから9.9Rの範囲であ下イ色相0YRから4.9YRの範囲なり、色相5.0YRから4.9Yの範囲4以下又は明度3以上5未満かつ彩エ色相5.0Yから9.9Yの範囲2以下 (2) 建築物等の高さが20mを超える部ア色相0Rから9.9Rの範囲であり、4 色相0YRから4.9Yの範囲であり、4 色相0YRから4.9Yの範囲であり、4 色相0YRから9.9Yの範囲であり、4 色相0YRから4.9Yの範囲であり、4 色相0YRから4.9Yの範囲であり、4 色相5.0Yから9.9Yの範囲であり、4 色相5.0Yから9.9Yの範囲であります。4 色相5.0Yから9.9Yの範囲でありまする。4 色相5.0Yから9.9Yの範囲でありまする4 色相5.0Yから9.9Yの範囲でありまする4 色相5.0Yがら9.9Yの範囲でありまする4 色相5.0Yがら9.9Yの範囲でありまする4 色相5.0Yがら9.9Yの範囲でありまする4 色相5.0Yがら9.9Yのを4 色相5.0Yがら9.9Yの範囲でありまする4 色相5.0Yがら9.9Yのを4 色相5.0Yがら9.9Yのを4 色相5.0Yのを4 色相5.0Yのを4 色相5.0Yのを4 色相5.0Yのを4 色相5.0Yのを4 色相5.0Yのを4 色相5.0Yのを4 色相	ンセル表色系(日本工業規格に定める色のするものとする。ただし、建築物等の外観責で使用する色彩又は表面に着色していな本来が持つ色彩については、この限りではこよる。以下同じ。)が20m以下の部分り、明度3以上8未満かつ彩度1以上2以あり、明度5以上8未満かつ彩度1以上21以上4以下であり、明度5以上8未満かつ彩度1以上度1以上6以下であり、明度3以上8未満かつ彩度1以上分り、明度3以上かつ彩度1以下り、明度8以上かつ彩度2以下		

「区域、再開発等促進区区域、地区整備計画区域、地区の区分、主要な公共施設及び地区施設の配置並びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

## 理 由 書

## 川崎都市計画地区計画の決定 (小杉町1・2丁目地区地区計画)

小杉駅周辺地区は、「川崎都市計画都市再開発の方針」において、小杉駅周辺地区を2号再開発 促進地区に位置付け、交通結節点としての都心機能の強化を図るため、商業・業務・研究開発・ 文化交流・医療・文教・都市型住宅等の機能が集積した広域的な拠点の形成をめざすこととして おります。

また、「都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」では、まちづくりの基本 方針とて「特色ある拠点相互の連携による魅力あふれる広域拠点づくり」、「小杉地域の特性を活 かした持続可能なまちづくり」、「周辺環境資源との連携による広がりのある都市空間づくり」、「協 働のまちづくり」を掲げるとともに、将来都市整備方針では、まちの骨格となる「核」と「軸」、 及び「空間(ゾーン)」づくりを進めることにより、連携型の都市構造の構築をめざすこととして おります。

小杉町1・2丁目地区においては、大学病院を中心に医療、教育、都市型居住、商業が複合した高度医療福祉拠点の形成をめざす「医療と文教の核」及び、広域的な拠点性の高い商業・業務、サービス、文化、交流、医療・福祉、居住機能が複合した市街地の形成をめざす「複合的利用ゾーン」に位置しております。

こうした位置づけのある本地区においては、大学病院の建替えに伴う機能更新を適切に誘導し、 土地の計画的な高度利用を図り、職住の調和した質の高い複合市街地の形成を図る必要があります。

本案は、小杉町1・2丁目地区約5.8 ha において、更なる医療機能の充実や、高齢者福祉機能、子育て支援機能、健康増進機能、生活利便機能及び都市型居住機能等の集積を図るとともに、道路、公園、広場等の都市基盤整備による安心・安全な歩行者空間や快適で賑わいのある都市空間を形成し、広域拠点にふさわしい都市機能の充実を図るため、地区計画の決定をしようとするものです。